

既設給水装置利用誓約書

(宛先) 高槻市企業管理者

給水装置工事申込者

住 所 _____

氏 名 _____ (※)
(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印をしてください。

下記の工事場所における給水装置工事の申込みに伴い、既設給水装置を利用せず、現行の施行基準に適合する給水装置に更新するよう指導を受けておりますが、主任技術者による既設給水装置の劣化状態等の現地調査の結果、及び下記3. の不具合が生じる可能性とそれに伴う問題(漏水、水圧・水量低下)等を読み、理解した上で、当方の都合により、既設給水装置を使用するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

1 工事場所 : _____ 高槻市

2 誓約事項 :

- 1) 既設給水装置利用に起因して漏水、出水不良等の問題が生じた場合は、給水装置工事申込者が責任をもって解決します。
- 2) 当該物件を第三者に譲渡するときは、上記事項を継承します。

3 不具合が生じる可能性とそれに伴う問題

- 1) 古い給水管は、経年劣化等により管体にひび割れが生じて漏水するリスクがあること。
- 2) 「給水用ポリエチレン管の経年劣化に関する調査検討報告書(令和4年3月(財)給水工事技術振興財団ほか発行)」では、ポリエチレン一層管は埋設から約42年経過すると漏水の発生数が大幅に増える可能性が示されていること。
- 3) ポリエチレン一層管(昭和62年以前)は、内面剥離により異物流出のリスクがあること。
- 4) 長期閉栓されている給水装置は、出水不良のリスクがあること。
- 5) 新築等で外構がきれいに整備された後に漏水等が発生し、修繕工事を行った場合、修繕跡(掘削跡)が残るため、お客様と修繕者との間でトラブルになる場合があること。なお、水道部が修繕する場合は掘削した範囲をモルタル復旧することになり、タイル等の復旧はできないこと。

以上